東日本大震災により被災されたお客さまに対する 入院治療のお取扱い及び保険契約の失効に関する特別措置について

このたびの地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日 も早い復旧と、みなさまのご健康を心よりお祈り申しあげます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:竹内 致夫)では、このたびの地震により被災されたお客さまを対象に、下記のお取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 入院治療のお取扱いについて

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) 地震によりケガで入院された場合について

被災地の状況を踏まえ、このたびの地震によりケガで入院されたお客さまが、給付金 請求時に必要な診断書のお取り寄せができない場合には、病院または診療所の発行した 領収証等をご提示いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

なお、地震により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お客さまよりお申出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 必要な入院治療が受けられなかった場合(ケガ、病気の場合を含む)

被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要なお客さまが、当初の予定より早い退院を余儀なくされるケースや、入院できず自宅・避難所等で療養されるケースが想定されます。このような場合には、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

2. 保険契約の失効に関する特別措置について

このたびの地震により保険料のお払込みが困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヶ月延長するお取扱いを実施しておりますが、保険料お払込み中のご契約については、保険料払込猶予期間延長のお申出がない場合でも自動的に猶予期間を最長6ヶ月延長いたします。

なお、保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて別途保険料をお支払いいただく必要がございます。

(注) これらのお取扱いについては、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域を対象 といたします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適 用された東京都を除きます。

以上

<お問合せ先>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-301-396

【受付時間】 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く